

項目9：まちづくり協議会と市の役割分担

<事務局条文案>

まちづくり協議会と市との役割分担は、自助・共助・公助の原則に基づいて行わなければならない。

Memo:

※他市の参考例

①嬉野市地域コミュニティ条例（役割分担）第6条

地域コミュニティ運営協議会と市との役割分担は、「補完性の原理」（身近な困りごとや課題はまず個人や家庭で解決を図り、個人でできないことは行政区や地域コミュニティなどで解決を図るものとする。さらに組織でも困難な場合は市やその他の行政機関に要望して解決を図るという考え方をいう。）に基づくものとする。

②松山市地域におけるまちづくり条例（役割分担）第6条

まちづくり協議会と市との役割分担は、自助・共助・公助の原則に基づいて行わなければならない。

③京都市地域コミュニティ活性化推進条例

※該当項目なし

④豊中市地域自治推進条例（地域自治の原則）第4条

地域自治は、次に掲げる原則に即して推進されるものとする。

- (1) 自主性の尊重と対等の原則 一人ひとりが地域のことを自ら考え、行動することを尊重するとともに、地域住民が互いに対等な立場で取り組むこと。
- (2) 民主性の原則 民主的に定められた規約等にのっとり、民主的な手続により取り組むこと。
- (3) 地域資源尊重の原則 地域の歴史、文化、景観、活動その他の地域の資源を尊重し、当該地域の特性に応じて取り組むこと。
- (4) 補完性の原則 地域住民が協力、連携及び相互支援を図りながら地域の課題の解決に向けた取組を行うとともに、市がその取組に必要な施策を実施すること。
- (5) 情報共有・参画・協働の原則 地域に関する情報を共有し、可能な限り幅広い地域住民の参画を得て、協働により取り組むこと。

⑤越前市地域自治振興条例（事務の委任）第6条

市長は、第1条の目的を達成するため必要があると認めるときは、自治振興会を代表する者に対し、事務の一部を委任することができる。

⑥宗像市市民参画、協働及びコミュニティ活動の推進に関する条例

（運営協議会との行政サービスの協働）第42条

市及び運営協議会は、行政サービスの協働を行うよう努める。

- 2 行政サービスの協働を行うに当たっては、より多くの分野において行政サービスの協働が行われるよう、市及び運営協議会は互いに連携し、理解を深めながら、行政サービスの協働の分野の拡大及び創出に努める。